

平成26年度および平成27年度の 後期高齢者医療保険料率が決まりました！

○問合せ先

・保険料の計算 県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213

・保険料の納付 市役所国保年金課 医療福祉G 内線 108

平成 26 年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、平成 26・27 年度の後期高齢者医療保険料率および賦課限度額が下表のとおり決定されました。

		平成 26・27 年度	平成 24・25 年度(参考)
保険料	均等割額	39,500 円	39,500 円
	所得割率	8.00%	8.00%
保険料の賦課限度額（上限額）		57 万円	55 万円

後期高齢者医療保険料率の見直し

後期高齢者医療制度の保険料率は、各都道府県で 2 年に一度見直しを行います。また、後期高齢者医療制度では、公費が約 5 割、現役世代からの支援金が約 4 割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約 1 割を負担することにより、医療に係る給付等を行っています。

被保険者一人当たりの医療給付費は年々増加傾向にあり、今後も増加が見込まれていますが、平成 26・27 年度の保険料率を決定するに当たっては、保険料調整基金を活用し、保険料率の上昇を抑制したため、平成 24・25 年度から据え置きとなりました。

個人ごとの保険料額の決めかた

1 年間の保険料額 (100 円未満切捨て)	=	均等割額	+	所得割額
		39,500 円		(賦課のもととなる金額) × 8.00%

賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除 33 万円

* 総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額（遺族年金や障害年金は収入に含まない）

* 年度の途中で被保険者になった方は資格取得月からの月割りで保険料額を計算する

平成 26 年度および平成 27 年度の保険料の軽減

均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、下表のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33 万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入 80 万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）	9 割	3,950 円
33 万円を超えない世帯	8.5 割	5,925 円
33 万円 + (24.5 万円 × 世帯の被保険者数) を超えない世帯	5 割	19,750 円
33 万円 + (45 万円 × 世帯の被保険者数) を超えない世帯	2 割	31,600 円

* 収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が 330 万円以下は 120 万円）を差し引き、65 歳以上の方はさらに高齢者特別控除（15 万円）を差し引いて判定する